

財産目録1(相手方名義分)

2021/2/17

A.不動産

申立人

相手方

別居H28.1.31

番号	所在	地番/家屋番号	地目/種類・構造	地積/床面積(m <sup>2</sup> )	持分	評価額(円)	評価額(円)	備考	書証
A1	東大阪市角田2丁目	133番1	宅地	79.32	1/2	12,000,000	14,000,000	一部について特有主張Z1あり	甲1, 3, 乙19
A2	東大阪市角田2丁目133番地1	133番1	居宅・車庫/鉄骨造スレート葺2階建	1階 35.78 2階 26.19	1/2	2,500,000	3,000,000	一部について特有主張Z1あり	甲2, 3, 乙19
小計						14,500,000	17,000,000		

B.預貯金

申立人

相手方

番号	金融機関名	種類	口座番号・記号番号	残高基準日	基準日(別居時)残高(円)	基準日(別居時)残高(円)	備考	書証
B1	ゆうちょ銀行	通常貯金	14180-51179281	H28.1.31	2,804,304	2,804,304	別居後の引き出しあり(Y3, g1)	乙1の1
B2	三井住友銀行新石切支店	普通預金	1437255	H28.1.31	389,660	389,660		乙2
B3	三菱東京UFJ銀行花園支店	普通預金	3755466	H28.1.31	405,326	405,326		乙3
B4	三菱東京UFJ銀行花園支店	定期預金	3755482	H28.1.31	5,003,400	5,003,400		乙4
小計					8,602,690	8,602,690		

C.株式

申立人

相手方

番号	内容	取扱証券会社	基準日(別居時)株数	現在単価(円)	単価基準日(現在)	株数×現在単価(円)	株数×現在単価(円)	備考	書証
C1	大阪ガス	野村証券角田支店	500	421	H29.2.20	210,500	210,500		乙5
小計						210,500	210,500		

D. その他の有価証券

申立人

相手方

番号	内容	取扱証券会社	基準日(別居時)口数	現在単価	単価基準日(現在)	口数×現在単価(円)	口数×現在単価(円)	備考	書証
D1	世界標準債券ファンド	三井住友信託銀行花園支店	3,802,804	0.64979	H29.2.20	2,471,024	2,471,024		乙6, 7
D2	ニュージーランド公社債ファンド	三井住友信託銀行花園支店	2,022,373	0.96639	H29.2.20	1,954,401	1,954,401		乙6, 7
小計						4,425,425	4,425,425		

E.保険契約

申立人

相手方

番号	保険会社・種類	保険証書記号番号等	被保険者	評価基準日	基準日(別居時)の解約返戻金額(円)	基準日(別居時)の解約返戻金額(円)	備考	書証
E1	メットライフ生命・高齢者生存保障保険	7A04850153	相手方	H28.1.31	1,726,728	1,726,728		乙8, 9
E2	プルデンシャル生命保険・学資保険	[131]第503143号	長女	H28.1.31	1,276,276	1,276,276		乙10, 11
小計					3,003,004	3,003,004		

財産目録1(相手方名義分)

2021/2/17

F.自動車				申立人		相手方		備考	書証
番号	メーカー・車種	登録番号	使用者	査定基準日	現在の査定額(円)	現在の査定額(円)			
F1	トヨタ・クラウン	大阪302に4420	相手方	H29.1.31	1,604,000	1,200,000		甲11, 乙12, 13	
小計					1,604,000	1,200,000			

G.その他の財産				申立人		相手方		備考	書証
番号	種類・内容		評価基準日	評価額(円)	評価額(円)				
G1	退職金(大阪ガス) 別居日(H28.1.31)の自己都合退職金830万円, 勤続期間242月, うち婚姻同居期間230月		H28.1.31	7,888,430	7,888,430		乙14		
小計					7,888,430	7,888,430			

		申立人	相手方
相手方総合計		40,234,049	42,330,049

Y.債務				申立人		相手方		備考	書証
番号	種類・借入先		残高基準日	基準日(別居時)残高(円)	基準日(別居時)残高(円)				
Y1	A1A2住宅ローン・近畿大阪銀行今里支店		H28.1.31	18,453,346	18,453,346		乙15		
Y2	F1自動車ローン・トヨタファイナンス		H28.1.31	1,204,455	1,204,455		乙16		
Y3	B1から申立人が別居後のH28.2.1に引き出した金員		H28.2.1	0	2,000,000		乙1の1		
小計					19,657,801	21,657,801			

Z. 特有財産				申立人		相手方		備考	書証
番号	性質・内容		評価額(円)	評価額(円)					
Z1	A1A2a1a2の購入時の相手方両親支出分(代金4000万円のうち頭金500万円)		0	4,250,000		乙17, 18			
Z2	B1の婚姻時残高		584,000	584,000		乙1の2			
小計					0	4,250,000			

		申立人	相手方
相手方資産-負債等		20,576,248	16,422,248

		申立人	相手方
→財産目録2から 申立人資産-負債等		16,537,809	44,037,809

		申立人	相手方
夫婦合計		37,114,057	60,460,057
その1/2		18,557,028	30,230,028
申立人への分与額		2,019,219	-13,807,781

※目録完成までは暫定値

財産目録1(相手方名義分)

2021/2/17

A.不動産

番号	申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
A1	乙19の査定書は取引事例が少なく、信用性がない。	甲3	甲3の査定書は市場性修正が大きすぎて不当である。	乙19
A2				

B.預貯金

番号	申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
B1				
B2				
B3				
B4				

C. 株式

番号	申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
C1				

D. その他の有価証券

番号	申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
D1				
D2				

E.保険契約

番号	申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
E1				
E2				

財産目録1(相手方名義分)

2021/2/17

F.自動車

番号	申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
F1	相手方の査定はレッドブックに比べ低すぎ、査定業者も零細で信用できない。	甲11	この車には事故歴があり、そのため低い査定になったものである。	乙13

G.その他の財産

番号	申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
G1				

Y.債務

番号	申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
Y1				
Y2				
Y3	当面の生活費として引き出したものであり、生活費として使用したので財産分与において減額計上すべきではない。		相手方に無断で申立人が引き出したので減額すべきである	

Z. 特有財産

番号	申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
Z1	相手方の両親による拋出の事実を争う。		振込証のとおり拋出を受けた。購入代金に占める特有分割合を評価額に乗じた。	乙21, 22
Z2				